

保健所運営報告

保健所運営報告

保健所番号 010 医師・人口計 号

1 乳児健診実施状況 平成9年1月～3月

Table with columns for sex (男/女), age (39歳以下/40歳以上), and type of examination (一般/精密). Rows include staff and activities.

- (注) 1 保健所が個別及び集団に対して実施した健診結果(結果を除外)の実績状況を把握するものであること。 2 保健所が自ら実施したもののみか、保健所が企画に賛同し施設と共同又は協賛されて実施した健診結果に保健所の医師(保健師)が参加して行った場合も計上すること。

保健所番号 024 医師・人口計 号

2 (4)母子衛生(乳幼児健診指導) 平成9年1月～3月

Table with columns for staff (保健師/助産師) and activities (1-2歳児/3歳児). Rows include staff and activities.

- (注) 1 乳幼児健診指導に関する保健所活動及び市町村の実績状況を把握するものであること。 2 「市町村の実績」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(西橋)市町村支援分」にも計上すること。

026

2 (5)母子衛生(訪問指導)

Table with columns for staff (妊産婦/妊産婦中等) and activities (訪問指導/新生児訪問指導). Rows include staff and activities.

- (注) 1 訪問指導に関する保健所活動及び市町村の実績状況を把握するものであること。 2 「市町村の実績」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(西橋)市町村支援分」にも計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 021 医師・人口計 号

2 (1)母子衛生(妊産婦の出産) 平成9年1月～3月

Table with columns for delivery period (11 weeks, 12-19 weeks, 20-27 weeks, 28 weeks+).

- (注) 1 母子健康指導係による妊産婦の出産の状況を把握するものであること。 2 本年中に届け出られた妊産婦の出産、又は市町村員(他市の市員を除く)から報告された妊産婦の出産に関する報告に基づいて計上すること。

023

2 (2)母子衛生(妊産婦健診指導)

Table with columns for staff (保健師/助産師) and activities (1-2歳児/3歳児).

- (注) 1 妊産婦健診指導に関する保健所活動及び市町村の実績状況を把握するものであること。 2 「市町村の実績」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(西橋)市町村支援分」にも計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 028 医師・人口計 号

2 (6)母子衛生(保健所における療育指導) 平成9年1月～3月

Table with columns for staff (保健師/助産師) and activities (療育相談/心療障害).

- (注) 1 児童福祉法第19条の規定により、保健所において行った療育指導の実績を把握するものであること。 2 表頭の「医療相談」には、医療に関する指導結果の判定により業務の区分ごとに指導を受けた者のうち、本年において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 型別・人口別号

3 歯科衛生

平成9年1月～3月

030

		検 診 ・ 保 健 指 導					
		妊 産 婦 (1)	乳 幼 児		そ の 他		計 (6)
			3歳児健康診査 (2)	そ の 他 (3)	40歳以上 (4)	そ の 他 (5)	
保健所活動	個別指導延人員 (1)						
	集団指導	開設回数 (2)					
		延人員 (3)					
(再掲) 市町村支援分	個別指導延人員 (4)						
	集団指導	開設回数 (5)					
		延人員 (6)					
(市町村の実施) する市を除く	個別指導延人員 (7)						
	集団指導	開設回数 (8)					
		延人員 (9)					

	予防処置を受けた者の延人員			治 療 処置・治療を受けた者の延人員 (10)	計 (11)
	妊 産 婦 (7)	乳 幼 児 (8)	そ の 他 (9)		
保健所活動 (10)					
(再掲) 市町村支援分 (11)					
市町村の実施 (12) (保健所を設置する市を除く)					

[注]

- 1 保健所及び市町村が歯科衛生について本年に行った活動状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握するものであること。
- 2 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲) 市町村支援分」にも計上すること。
- 3 表頭「検診・保健指導」の「乳幼児」の「3歳児健康診査(2)」には、資料についての3歳児健康診査を行ったもののみを計上し、「その他(3)」には3歳児健康診査以外の検診・保健指導を行ったものを計上すること。
ただし、3歳児健康診査の実施主体は市町村ではないが、市町村が県から委託されて行った場合は「市町村の実施」に計上すること。
- 4 表頭「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわらず開設ごとに計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 型別・人口別号

4 栄養改善指導

平成9年1月～3月

040

		指 導 対 象					(再掲) 指導内容		指 導 者 (地区組織) (8)
		母 子 (1)	成 人 (2)	(再掲) 40歳以上 (3)	そ の 他 (4)	計 (5)	がん及び循環器系の疾病等 (6)	その他の疾病 (7)	
訪問指導延人員 (2)									
集団指導	開設回数 (3)								
	延人員 (4)								
(再掲) 市町村支援分	個別指導延人員 (5)								
	訪問指導延人員 (6)								
	集団指導	開設回数 (7)							
延人員 (8)									
(市町村の実施) する市を除く	個別指導延人員 (9)								
	訪問指導延人員 (10)								
	集団指導	開設回数 (11)							
	延人員 (12)								

		施 設 指 導						計 (15)
		集 団 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設		
		1回100食以上又は 1日250食以上		1回300食以上又は 1日750食以上		1回50食以上又は 1日100食以上		
保健所活動	個別指導延施設数 (13)	栄養士のいるもの (9)	栄養士のいないもの (10)	栄養士のいるもの (11)	栄養士のいないもの (12)	栄養士のいるもの (13)	栄養士のいないもの (14)	
		開設回数 (14)						
		延施設数 (15)						

[注]

- 1 保健所の栄養指導員又は栄養士及び市町村の栄養士が本年に行った栄養改善指導の実施状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握するものであること。
- 2 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲) 市町村支援分」にも計上すること。
- 3 表頭「施設指導」の「集団給食施設」には、(特定多数人に対して通例として継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)について個別栄養指導を行った場合に「1回100食以上299食以下又は1日250食以上749食以下」の集団給食施設と「1回300食以上又は1日750食以上」の集団給食施設に分けて計上し、「その他の給食施設(1回50食以上又は1日100食以上)」には「集団給食施設」以外のものについて計上すること。
- 4 表頭「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわらず開設ごとに計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 保健所-人口数

0 5 9

5 精神保健 平成9年1月～3月

計	精神保健相談			精神保健訪問指導			(1)+(5)
	社会福祉 (再掲)	老人精神保健 (再掲)	アルコール (再掲)	社会福祉 (再掲)	老人精神保健 (再掲)	アルコール (再掲)	
実人員 (1)							
職人員 (2)							

【注】

- 1 保健所における精神保健活動の状況を把握するものであること。
- 2 精神保健活動に規定する職員及びその他の職員で精神保健に関する業務に従事している者の記録を作成したもについて計上すること。
- 3 業務の「実人員」は次により計上すること。
 - (1) 精神保健等が、当初の「(前年)から引き続き継続、指導を受けた者も含む」、精神保健相談及び精神保健訪問指導を受けた場合の実人員を計上すること。
 - (2) 同一人の複数の所属区分に該当する場合は、最も高区分のみ「1」と計上すること。
 - (3) 精神保健等が、何人とも同時に相談を受けた場合は、精神保健実人員のみについて計上すること。
 - (4) 継続的業務等が、精神保健等を行わねばならぬ。2人以上の精神保健等について相談を受けた場合は、相談を受けた精神保健等ごとに、実人員を計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 保健所-人口数

0 5 6

6 産業社会事業 平成9年1月～3月

計	婦 女	精神障害	成人病	妊産婦	乳幼児	その他
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
取扱実数 (1)						

面接回数 (2)	
訪問回数 (3)	

【注】

- 1 保健所における産業社会事業の取組状況を把握することによるものであること。
- 2 保健所の産業社会事業担当者又は関係職員で産業社会事業を担当し、その活動に関する記録を作成したもについて計上すること。
- 3 同一人について1年以上の区分に該当する記録があった場合は、それぞれの該当する区分に計上すること。
- 4 業務の「乳幼児」には、乳幼児の保護上の問題及びその家族の保護上の問題に関する乳幼児の保護について計上すること。ただし、業務上の問題のうち「相談」から「成人病」までに該当する記録については、ここに計上せずそれぞれの該当する区分に計上すること。
- 5 業務の「訪問回数」には、半年中に面接回数又は訪問回数等により訪問回数のために増加した実数を計上すること。
- 6 業務の「訪問回数」には、産業社会事業担当者等が半年中に訪問した訪問回数を算入すること。なお、業務担当者等が複数回訪問した場合は、その重複訪問数を計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 保健所-人口数

0 7 1

7 生涯教育(内容別回数) 平成9年1月～3月

計	高齢者	障 害	精 神		母 子	成人・老人	若 者・健康増進	婦 科	産業・実務	食 品	環 境	地区組織	その他
			老人精神 障害(再掲)	アルコール (再掲)									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
保健所内 (1)													
保健所外 (2)													

【注】

- 1 教育、研究、調査、研修、普及、啓蒙、啓発、啓蒙及び地域の活性化のいずれもを含む。実数及び回数とも目的として、一般住民を対象として行われた生涯教育についての記録を把握するものであること。
- 2 業務が自ら企画して行ったもののみ、他から依頼されて追加したもについても各々の区分に計上すること。
- 3 次のものは含めないこと。
 - (1) 一般教育、開校又は広域による活動を行った場合
 - (2) 災害時に応じた被災者の自助により実数を確認し、短時間、実数で計上(再掲)。災害時の応急対応、避難訓練について生涯教育を行った場合は、広域による活動の一環として計上しないこと。
 - (3) インターネット又はインターネット等の活用による場合
 - (4) 生涯教育の推進のための広報活動、関係機関、関係団体、関係団体との関係に関する調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (5) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (6) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (7) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (8) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (9) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (10) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (11) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (12) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (13) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (14) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (15) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (16) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (17) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (18) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (19) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (20) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (21) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (22) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (23) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (24) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (25) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (26) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (27) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (28) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (29) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (30) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (31) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (32) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (33) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (34) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (35) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (36) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (37) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (38) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (39) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (40) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (41) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (42) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (43) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (44) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (45) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (46) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (47) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (48) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (49) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (50) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (51) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (52) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (53) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (54) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (55) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (56) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (57) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (58) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (59) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (60) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (61) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (62) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (63) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (64) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (65) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (66) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (67) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (68) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (69) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (70) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (71) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (72) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (73) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (74) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (75) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (76) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (77) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (78) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (79) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (80) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (81) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (82) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (83) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (84) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (85) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (86) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (87) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (88) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (89) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (90) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (91) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (92) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (93) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (94) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (95) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (96) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (97) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (98) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (99) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合
 - (100) 生涯教育推進のための各種の調査、調査、調査等の調査を行った場合

保健所運営報告

保健所番号 保健所-人口数

0 8 1

8 (1) 保健婦(士)活動(訪問指導) 平成9年1月～3月

保健所 保健婦(士)	保 健 婦 人 員																			
	感染症 (結核を除く)	結 核	精 神 保 護			心 身 症 等			成 人 病			妊 産 婦			乳 児	幼 児	家 族	その他 (再掲を除く)	計	
			社会福祉 (再掲)	老人精神 保健(再掲)	アルコール (再掲)	30歳以下	40歳以上	50歳以上	60歳以上	70歳以上	80歳以上	90歳以上	100歳以上	110歳以上						120歳以上
(再掲) 市町村 支部分																				
市町村 保健婦																				

【注】

- 1 保健婦及び市町村に所属している保健婦(士)について訪問指導の状況を把握するものであること。
 - なお、「保健婦(士)」のうち、市町村から依頼されて行ったものについては、「(再掲)市町村支部分」にも計上すること。
- 2 妊産婦、乳幼児及び児童については「(再掲)妊産婦」から「(再掲)児童」までの区分に該当する者を対象として訪問指導を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上し、「(再掲)妊産婦」から「(再掲)児童」までの区分には計上しないこと。
- 3 業務の「保健婦(士)」には、保健婦の職階であって保健婦としての業務に専ら従事している者について、ここに含めて計上すること。
- 4 業務の「(再掲)市町村支部分」には、市町村保健婦の海上勤務員より選出された者についても、ここに含めて計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 保健所-人口数

0 8 2

8 (2) 保健婦(士)活動(訪問指導以外) 平成9年1月～3月

保健所 保健婦(士)	保 健 婦 人 員							計
	健康相談	健康診査	予防接種	健康教育	相談訓練	電話相談等	その他	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
(再掲) 市町村支部分								
市町村保健婦								

保健所 保健婦(士)	保 健 婦 人 員							計
	健康相談	健康診査	予防接種	健康教育	相談訓練	電話相談等	その他	
(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	
(再掲) 市町村支部分								
市町村保健婦								

【注】

- 1 保健婦及び市町村に所属している保健婦(士)について健康相談、健康診査、予防接種以外の業務の対人サービス活動状況を把握するものであること。
 - なお、「保健婦(士)」のうち、市町村から依頼されて行ったものについては、「(再掲)市町村支部分」にも計上すること。
- 2 「(再掲)市町村支部分」は1 訪問時に従事した実人員の年数をたしあげたものであること。
- 3 「(再掲)市町村支部分」には上記「保健婦(士)」のうちの各保健婦(士)の業務に含めること。

保健所運営報告

保健所番号 092 性別・人口別
符 号

9 (2) 予防接種(定期)

平成9年1月～3月

092

		D		P			T	(1)から(5) までの計 (6)	
		第 1 期							
		初 回 接 種			追加接種 (4)	第 2 期 (5)			
		第 1 回 (1)	第 2 回 (2)	第 3 回 (3)					
接 種 者 数	ジフテリアトキソイド使用 (1)								
	沈降ジフテリアトキソイド 使用 (2)								
	ジフテリア破傷風混合トキ ソイド使用 (3)								
	沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド使用 (4)								
	沈降破傷風トキソイド使用 (5)								
	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合ワクチン使用 (6)								
対 象 者 数 (7)									

	急性灰白髄炎			風 し ん		日 本 脳 炎				(7)から(9) までの計 (10)								
	第 1 回 (7)	第 2 回 (8)	麻しん (9)	第 1 期 (10)	第 2 期 (11)	第 1 期			第 2 期 (15)		第 3 期 (16)							
						初 回 接 種		追加接種 (14)										
						第 1 回 (12)	第 2 回 (13)											
接種者数 (8)																		
対象者数 (9)																		

- (注)
 1 予防接種法による定期の予防接種の実施状況を把握するものであること。
 2 接種者数は、予防接種施行規則第13条の規定による市町村長から保健所長への報告に基づいて計上すること。
 3 対象者数は、各市町村の予防接種実施計画により算出し計上すること。
 4 風しんの「第1期(10)」欄は予防接種法施行令第1条に規定する予防接種について、「第2期(11)」欄は予防接種法施行令第3条に規定する予防接種について、それぞれ計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 101 性別・人口別
符 号

10 (1) 結核予防(定期及び定期外の健康診断・予防接種)

平成9年1月～3月

	事業所 (1)	定 期										定 期 外		(再掲) 乳幼児(10) うち再ッベ ルクリン区 区検査者 数				
		学 校										計	その他					
		小 1 (2)	小 2 (3)	小 1 (4)	中 1 (5)	中 2 (6)	高 1 (7)	高 2 (8)	高 3 (9)	その他 (10)	乳幼児 (11)				その他 (12)			
被注射者数(1)																		
検査予定者数(2)																		
検査者数(3)																		
陽性者数(4)																		
強陽性者数(5)																		
BCG接種者数(6)																		
間接接種者数(7)																		
直接接種者数(8)																		
かくたん検査者数(9)																		
結核患者数 乳幼児のほそれ がその他 と計上された者 数(10)																		
計																		
その他																		
乳幼児 (11)																		
その他 (12)																		

(注)

- 1 結核予防法による定期及び定期外の健康診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。
- 2 法第11条第1項及び第22条の規定による実施者からの通知又は報告(結核予防法施行規則による健康第二種健康診断者予防接種月報)をもとにして本年分をとりまとめ、計上すること。
なお、政令市市長の実施機関としての保健所長が法第4条第3項による定期の健康診断及び予防接種を実施した場合は、本年中に実施したものを計上すること。
- 3 表頭「乳幼児(10)」には、表頭「乳幼児のうち再ッベルクリン区区検査者(再掲)」の結核も、再度含めてそれぞれの該当欄に計上すること。
- 4 表頭「強陽性者数(5)」は、表頭「陽性者数(4)」の所得であること。

保健所運営報告

保健所番号	102	型別・人口別号	102
-------	-----	---------	-----

10 (2) 結核予防(被保険者等別医療の公費負担) 平成9年1月~3月

	被用者保険		国民健康保険		老人保健法	生活保護法	その他	計
	本人	家族	一般	退職本人				
申請(1)								
合格(2)								
承認(3)								

〔注〕

- 結核予防法第34条の規定による医療費の公費負担の状況を把握するものであること。
- 表頭の区分の2以上に該当する者については、最も左の区分にのみ計上すること。ただし、老人保健法による医療受給者は「老人保健法」欄にのみ計上すること。
- 表例の「申請(1)」には、結核検査協議会の検査を受けた者のうち、本年中に「合否」の決定がなされた者の数を計上すること。

103

10 (3) 結核予防(被保険者等別従業禁止・命令入所の公費負担)

	被用者保険		国民健康保険		老人保健法	生活保護法	その他	計
	本人	家族	一般	退職本人				
前年末現在(1)								
本年中承認数(2)								
本年中解除数(3)								
本年末現在(4)								

〔注〕

- 結核予防法第35条第1項に規定する公費負担について、その実施状況を把握するものであること。
- 公費負担の申請があり、その承認を行った日の属する年中又は解除を決定した日の属する年中にそれぞれの件数を計上すること。
- 「本年中承認数(2)」には、既に結核予防法第35条第1項による公費負担を行っている者についての継続承認は含めないこと。したがって、「本年中解除数(3)」についても継続申請があり、継続が認められた者は解除の扱いとしないこと。

保健所運営報告

保健所番号	110	型別・人口別号	110
-------	-----	---------	-----

11 感染症(検査状況)

平成9年1月~3月

	患者(病型を含む) (1)	患者(病型を含む) (2)	在宅病型 保有者 (3)	経過者 (4)	多量地区立民・自治体 委託者計 (5)	全住民保健 事業者の集団 (6)	給食施設 事業者の集団 (7)	水道給水 事業者の集団 (8)	その他 (9)	計 (10)
結核性										
非結核性										
結核性										
非結核性										

〔注〕

- 保健所において取り除いた結核性非結核性及びアス・パラチアスの感染状況を把握するものであること。
- 伝染病院及び隔離病舎等へ隔離中の者(ただし、防疫対策上必要な保健及び看護前に戻した場合は除く。)の検体は含めないこと。
- 保健所が自ら検査したものは、結果の判明した日の属する年中に、他に検査を依頼したものは、結果の報告を受領した日の属する年中に計上すること。
- 表頭の区分は、検査の対象によってそれぞれに分類して計上すること。したがって、ある区分に属するものを対象として検査を行った場合に、その対象の中に同時に他の区分に該当するものがある場合であっても、その本来の対象区分にのみ計上すること。

保健所運営報告

保健所番号	120	型別・人口別号	120
-------	-----	---------	-----

12 衛生虫調子

平成9年1月~3月

	検査者数 (1)	有卵者数 (2)	虫卵の種類(被検検疫者を除く。)						被検検疫者数 (9)
			回虫 (3)	十二指腸虫 (4)	鞭虫 (5)	鉤虫 (6)	横川・異形鞭虫 (7)	その他の虫卵 (8)	
保健所活動(1)									
市町村の実施 (保健所を依頼 する形を除く。)									
計(3)									

〔注〕

- 衛生虫検査に関する保健所活動及び市町村の実施状況を把握するものであること。
- 保健所が自ら検査したものは、結果の判明した日の属する年中に、他に検査を依頼したものは、結果の報告を受領した日の属する年中に計上すること。
- 表例の「市町村の実施(保健所を依頼する形を除く。)」(2)には、学校保健法第6条及び第9条の規定に基づき行われたものについては、含めないこと。

保健所運営報告

保健所符号	区別・人口別号
-------	---------

151

15 (1) 環境衛生 (環境衛生監視員等の調査・監視指導) 平成9年1月～3月

	営業関係施設						廃棄物処理・清掃関係施設			
	旅館等 (1)	興行場 (2)	公衆浴場 (3)	理容所 (4)	美容所 (5)	クリーニング所 (6)	屎尿処理施設 (7)	浄化槽 (8)	ごみ処理施設 (9)	産業廃棄物 処理施設 00
調査・監視 指導延施設数										

	飲料水施設							その他の施設					その他 00	計 05
	水道事業 [簡易水道等] 01	簡易水道 事業 02	水道用水 供給事業 03	専用水道 04	簡易専用 水道 05	その他の 水道 06	井戸等 07	化製場 [浄水施設] [その他] 08	畜舎・ 家きん舎 09	火葬場 09	墓地・ 納骨堂 09	特定建築物 02		
調査・監視 指導延施設数														

〔注〕

- 1 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。
- 2 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員が行ったもののみについて計上すること。
- 3 情報に基づき無許可無届営業施設の調査に出動した場合、又は監視の際発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。
- 4 計上の単位は、同一施設を1回監視指導することに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

152

15 (2) 環境衛生 (飲料水水質検査)

	水道事業 (簡易水道事業を除く) (1)	簡易水道事業 (2)	水道用水供給事業 (3)	専用水道 (4)	簡易専用水道 (5)	その他の水道 (6)	井戸等 (7)	計 (8)
	検査した検体数 (池から依頼された又は他に 依頼した検体を含む。)							
給水栓水・ 蛇口水等 (1)								
水道原水 (2)								

〔注〕

- 1 保健所において取り扱った飲料水施設の水質検査の状況を把握するものであること。
- 2 飲料水施設における給水栓・蛇口・井戸等及び水道原水から直接採取した水の水質検査について計上するものであること。

保健所運営報告

保健所符号	区別・人口別号
-------	---------

160

16 試験検査

平成9年1月～3月

		件数
病原微生物学的検査 (別掲)	赤痢 培養・同定 (1)	
	コレラ 培養・同定 (2)	
	チフス 培養・同定 (3)	
	結核 培養・同定 (4)	
	結核 塗まつ (5)	
	その他 塗まつ (6)	
	その他 培養・同定 (7)	
	食中毒 赤痢 (8)	
	食中毒 サルモネラ (9)	
	食中毒 その他 (10)	
(1) から (10) までの計 (11)		

		件数
臨床検査	血液学的検査	
	血算 (1)	
	赤血球沈降速度 (2)	
	血液型 (3)	
	その他の検査 (4)	
	血清学的検査	
	梅毒血清反応 (5)	
	エイズ検査 (6)	
	その他の検査 (7)	
	肝機能検査 (8)	
	脂質検査 (9)	
	その他の検査 (10)	
	尿検査 (11)	
	潜血反応 (12)	
	寄生虫卵 (13)	
生理学的検査		
心電図 (14)		
眼底 (15)		
胸部X線検査		
間接撮影 (16)		
直接撮影 (17)		
その他の検査 (18)		
(1) から (18) までの計 (19)		

		件数
食品等の検査	水道水	
	細菌学的検査 (1)	
	理化学的検査 (2)	
	その他の検査 (3)	
	井戸水	
	細菌学的検査 (4)	
	理化学的検査 (5)	
	その他	
	細菌学的検査 (6)	
	理化学的検査 (7)	
	プール水等	
	細菌学的検査 (8)	
	理化学的検査 (9)	
	生物学的検査 (10)	
	排水等	
細菌学的検査 (11)		
理化学的検査 (12)		
生物学的検査 (13)		
浄化槽検査 (14)		
環境測定検査 (15)		
その他の検査 (16)		
(1) から (16) までの計 (17)		

〔注〕

- 1 保健所において本年中に行った試験検査にかかる検体数を把握するものであること。
- 2 保健所において行った検査のみにして計上し、他の検査施設に依頼したものは計上しないこと。
- 3 表例の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表例に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		型別・人口別 符 号	
-------	--	---------------	--

1 7 0

17 エイズ（相談件数及び検査のための採血件数）

平成 9 年 1 月～ 3 月

相 談 件 数		H I V 抗体検査のための採血件数	
電 話 (1)	来 所 (2)	スクリーニング検査 (3)	確 認 検 査 (4)

〔注〕

- 1 この表は、保健所におけるエイズに関する相談・検査状況を把握するものである。
- 2 保健所において受け付けたエイズに関する相談件数及び保健所が行ったH I V抗体検査のための採血件数を計上すること。
- 3 下記の審査式が成立すること。
 $(3) \geq (4)$

SAMPLE